

グループ別 質問回答書

01 配置予定技術者・監理技術者・主任技術者・監理技術者の資格要件

頁番	項目	質問内容	回答内容
3	実施要領書7	配置予定技術者経歴書に記載する各構成員の配置予定技術者は、現在、他工事に従事中であっても、令和9年10月の工事着手前までに、他工事への従事を解けば支障はございませんでしょうか。その場合、その時期は令和9年9月頃（9月市会への契約議案付議前）と考えてよろしいでしょうか。	本件工事の契約締結については、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により市議会の議決に付すべきものとなる予定です。工事請負契約に係る価格等の交渉の成立後、随意契約の相手方となった者は、本市と仮契約を締結し、議会の議決後、本契約を締結します。 仮契約時と本契約時のそれぞれの際、配置する監理技術者等又は主任技術者の資格を証明する資料を提出していただきます。提案資格の審査に係る資料に記載する配置予定の監理技術者等又は主任技術者と、仮契約時の監理技術者等又は主任技術者は、仮契約日時点で他の工事に従事していない者であることが必要です。 本契約時の監理技術者等又は主任技術者は、本契約日時点で他の工事に従事していない者であることが必要です。 なお、本件は令和9年第3回市会定例会で上程される見込みであるため、令和9年5月から6月頃に仮契約、令和9年9月頃に本契約の締結を予定しています。
4	実施要領書7	配置予定技術者経歴書に記載した各構成員の配置予定技術者は、横浜市道路局発注のWTO対象工事と同様に、工事契約議案の市会への付議の前に、同等資格・経験を有する技術者への変更が認められますでしょうか。認められる場合、変更の時期は令和9年9月頃（9月市会開催前）と考えてよろしいでしょうか。	本件工事の契約締結については、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により市議会の議決に付すべきものとなる予定です。工事請負契約に係る価格等の交渉の成立後、随意契約の相手方となった者は、本市と仮契約を締結し、議会の議決後、本契約を締結します。 仮契約に際して届け出る監理技術者等又は主任技術者は、提案資格の審査に係る資料に記載する配置予定の監理技術者等又は主任技術者と異なったとしても差支えありません。 また、仮契約日から本契約日までは、配置条件を満たすと確認された場合に限り、仮契約時に届け出た監理技術者等又は主任技術者から変更することができます。 なお、本件は令和9年第3回市会定例会で上程される見込みであるため、令和9年5月から6月頃に仮契約、令和9年9月頃に本契約の締結を予定しています。
44	2.提案資格について	配置技術者について 令和9年10月から工事施工開始の予定とありますが、申請時の配置技術者から工事請負契約時に変更が生じた場合、要件を満たす者への変更は可能でしょうか。	本件工事の契約締結については、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により市議会の議決に付すべきものとなる予定です。工事請負契約に係る価格等の交渉の成立後、随意契約の相手方となった者は、本市と仮契約を締結し、議会の議決後、本契約を締結します。 仮契約に際して届け出る監理技術者等又は主任技術者は、提案資格の審査に係る資料に記載する配置予定の監理技術者等又は主任技術者と異なったとしても差支えありません。 また、仮契約日から本契約日までは、配置条件を満たすと確認された場合に限り、仮契約時に届け出た監理技術者等又は主任技術者から変更することができます。 なお、本件は令和9年第3回市会定例会で上程される見込みであるため、令和9年5月から6月頃に仮契約、令和9年9月頃に本契約の締結を予定しています。
67	実施要領書7 提案資格工、オ	申請にあたり工事施工にあたっての監理技術者と技術協力業務委託にあたっての管理技術者を配置する必要があると思いますが、こちらは同一人物にて申請する事は可能でしょうかご教示ください。	各資格要件を満たす場合、工事に係る監理技術者等又は主任技術者と委託に係る管理技術者を同一人物にて申請することが可能です。

グループ別 質問回答書

01 配置予定技術者・監理技術者・主任技術者・監理技術者の資格要件

頁番	項目	質問内容	回答内容
77	実施要領書 提案資格	1. (3)(4)(5)の配置予定技術者について、入札申請時に提出した技術者と工事着工時に配置する技術者は、資格要件を満たしていれば変更してもよろしいでしょうか。	本件工事の契約締結については、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により市議会の議決に付すべきものとなる予定です。工事請負契約に係る価格等の交渉の成立後、随意契約の相手方となった者は、本市と仮契約を締結し、議会の議決後、本契約を締結します。 仮契約に際して届け出る監理技術者等又は主任技術者は、提案資格の審査に係る資料に記載する配置予定の監理技術者等又は主任技術者と異なったとしても差支えありません。 また、仮契約日から本契約日までは、配置条件を満たすと確認された場合に限り、仮契約時に届け出た監理技術者等又は主任技術者から変更することができます。 なお、本件は令和9年第3回市会定例会で上程、令和9年5月から6月頃に仮契約、令和9年9月頃に本契約の締結を予定しています。
78	実施要領書 提案資格	2. (3)の管理技術者について、入札申請時に提出した技術者と優先交渉権時に配置する技術者は、資格要件を満たしていれば変更してもよろしいでしょうか。	変更可能です。その際、資格を証明する資料を提出していただきます。
79	実施要領書 提案資格	3. (3)の配置予定技術者について、入札申請時に提出した技術者と技術提案書提出時に提出する技術者は、資格要件を満たしていれば変更してもよろしいでしょうか。	仮契約に際して届け出る監理技術者等又は主任技術者は、提案資格の審査に係る資料に記載の配置予定技術者と異なったとしても差支えありません。
80	実施要領書 提案資格	4. (3)の配置予定技術者と管理技術者は、資格要件を満たしていれば同じ技術者でもよろしいでしょうか。	各資格要件を満たす場合、工事に係る配置予定技術者と委託に係る管理技術者を同一人物にて申請することができます。
81	実施要領書 提案資格	5. (3)(4)のトンネル築造工事の施工実績と施工経験について、トンネルは開削のボックスカルバート工事、NATM工事、シールド工事、推進工事のいずれかでもよろしいでしょうか。	内空要件を満たしていれば、記載の工事で可能です。
104	提案資格の審査	監理技術者は、いつ時点でコリンズ登録から外れていればよろしいでしょうか。	本件工事の契約締結については、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により市議会の議決に付すべきものとなる予定です。工事請負契約に係る価格等の交渉の成立後、随意契約の相手方となった者は、本市と仮契約を締結し、議会の議決後、本契約を締結します。 仮契約時と本契約時のそれぞれの際、監理技術者等又は主任技術者の資格を証明する資料を提出していただきます。 提案資格の審査に係る資料に記載の配置予定技術者と、仮契約時の配置技術者は、仮契約日時点で他の工事に従事していない者であることが必要です。 本契約時の配置技術者は、本契約日時点で他の工事に従事していない者であることが必要です。 なお、本件は令和9年第3回市会定例会で上程される見込みであるため、令和9年5月から6月頃に仮契約、令和9年9月頃に本契約の締結を予定しています。

グループ別 質問回答書

01 配置予定技術者・監理技術者・主任技術者・監理技術者の資格要件

頁番	項目	質問内容	回答内容
105	提案資格の審査	また、申請時の監理技術者は、資格要件を満たしていれば、優先交渉権者の決定後に変更してもよろしいでしょうか。	<p>本件工事の契約締結については、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により市議会の議決に付すべきものとなる予定です。</p> <p>工事請負契約に係る価格等の交渉の成立後、随意契約の相手方となった者は、本市と仮契約を締結し、議会の議決後、本契約を締結します。</p> <p>仮契約に際して届け出る監理技術者等又は主任技術者は、提案資格の審査に係る資料に記載する配置予定の監理技術者等又は主任技術者と異なったとしても差支えありません。</p> <p>また、仮契約日から本契約日までは、配置条件を満たすと確認された場合に限り、仮契約時に届け出た配置技術者から変更することができます。</p> <p>なお、本件は令和9年第3回市会定例会で上程される見込みであるため、令和9年5月から6月頃に仮契約、令和9年9月頃に本契約の締結を予定しています。</p>
106	提案資格の審査	担当技術者は、いつ時点でコリンズ登録から外れていればよろしいでしょうか。	<p>担当技術者については、本工事の常駐（専任）は不要です。コリンズ登録から外れている必要はありません。</p> <p>監理技術者、主任技術者については、他回答を参照ください。</p>
107	提案資格の審査	また、申請時の担当技術者は、資格要件を満たしていれば、優先交渉権者の決定後に変更してもよろしいでしょうか。	<p>技術提案書に記載の担当技術者（若手・女性）については、評価項目、評価基準を満たしていれば変更可能です。</p> <p>監理技術者、主任技術者については、他回答を参照ください。</p>
108	提案資格の審査	管理技術者は、いつから配置できればよろしいでしょうか。	技術協力業務委託の契約時（令和8年4月1日を想定）から配置が必要です。
109	提案資格の審査	申請時の担当技術者は、資格要件を満たしていれば、優先交渉権者の決定後に変更してもよろしいでしょうか。	<p>技術提案書に記載の担当技術者（若手・女性）については、評価項目、評価基準を満たしていれば変更可能です。</p> <p>監理技術者、主任技術者については、他回答を参照ください。</p>
113	実施要領書4～6ページ	7 提案資格で記載の、工事の施工にあたって配置する監理技術者、又は主任技術者は、いつから配置が必要でしょうか。また、技術協力期間中の専任は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	<p>実施要領書7提案資格に定める監理技術者等又は主任技術者は、仮契約日時点での工事に従事していない者であることが必要です。</p> <p>なお、本件は令和9年第3回市会定例会で上程される見込みであるため、令和9年5月から6月頃に仮契約、令和9年9月頃に本契約の締結を予定しています。</p> <p>また、監理技術者等又は主任技術者は、技術協力委託契約期間については配置は不要です。</p>
114	実施要領書4～6ページ	7 提案資格で記載の、工事の施工にあたって配置する監理技術者、又は主任技術者については、参加申請した技術者を設計協力業務後、工事契約する段階で変更可能と考えてよろしいでしょうか。この場合提案資格で問われている所定の施工経験を有した同等の技術者とします。	<p>本件工事の契約締結については、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により市議会の議決に付すべきものとなる予定です。</p> <p>工事請負契約に係る価格等の交渉の成立後、随意契約の相手方となった者は、本市と仮契約を締結し、議会の議決後、本契約を締結します。</p> <p>仮契約に際して届け出る監理技術者等又は主任技術者は、提案資格の審査に係る資料に記載する配置予定の監理技術者等又は主任技術者と異なったとしても差支えありません。</p> <p>また、仮契約日から本契約日までは、配置条件を満たすと確認された場合に限り、仮契約時に届け出た監理技術者等又は主任技術者から変更することができます。</p> <p>なお、本件は令和9年第3回市会定例会で上程される見込みであるため、令和9年5月から6月頃に仮契約、令和9年9月頃に本契約の締結を予定しています。</p>

グループ別 質問回答書

01 配置予定技術者・監理技術者・主任技術者・監理技術者の資格要件

頁番	項目	質問内容	回答内容
141	実施要領書5, 6ページ	各構成会社の資格要件で、工事施工にあたって配置予定技術者に求められる具体的な施工現場への専任配置時期をご提示願います。	<p>本件工事の契約締結については、横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年3月横浜市条例第5号）第2条の規定により市議会の議決に付すべきものとなる予定です。</p> <p>工事請負契約に係る価格等の交渉の成立後、随意契約の相手方となった者は、本市と仮契約を締結し、議会の議決後、本契約を締結します。</p> <p>仮契約時と本契約時のそれぞれの際、監理技術者等又は主任技術者の資格を証明する資料を提出していただきます。</p> <p>提案資格の審査に係る資料に記載の配置予定技術者と、仮契約時の配置技術者は、仮契約日時点で他の工事に従事していない者であることが必要です。</p> <p>本契約時の配置技術者は、本契約日時点で他の工事に従事していない者であることが必要です。</p> <p>なお、本件は令和9年第3回市会定例会で上程される見込みであるため、令和9年5月から6月頃に仮契約、令和9年9月頃に本契約の締結を予定しています。</p>

グループ別 質問回答書

02 業務対象範囲

頁番	項目	質問内容	回答内容
1	実施要領書5	ECIの対象となる完成構造物は、「工事内容」で示す「国道1号をアンダーパスするボックスカルバートの築造工事一式」のみでしょうか。 または、ボックスカルバート築造に関連する擁壁等も含みますでしょうか。	ECIの対象となる完成構造物は、「工事内容」で示す「国道1号をアンダーパスするボックスカルバートの築造工事一式」のみです。 ボックスカルバート築造に関連する擁壁等は含みません。
2	実施要領書5	ECIの対象となる完成構造物は、「国道1号をアンダーパスするボックスカルバート」を築造することが絶対条件と考えますが、関係するその他の完成構造物の施工範囲、構造、施工方法等の提案の裁量余地はどの程度ありますでしょうか。	完成構造物であるボックスカルバートの施工方法を提案するうえで、既に供用されている仮設構造物や計画されている坑口の土留め構造などについて変更が必要となる場合は、必要な範囲において施工可能な効果的な構造変更を提案の対象とします。なお、これら構造物については、施工上一体不可分でない限りは、原則本工事の対象とはできません。
53	11.技術提案書の作成について	技術提案の範囲について 実施要領書5対象工事の概要に記載の「ボックスカルバートの築造工事一式」とこれに係る施工法および仮設と考えてよいでしょうか。	その通りです。
85	実施要領書 5 対象工事の 概要	9.「技術協力業務委託に係る実施要領書」の「5 対象工事の概要」で「工事内容」が <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道1号をアンダーパスするボックスカルバートの築造工事一式 ・ 軀体延長L=約46m、軀体幅W=約25.5m、内空断面積=124m² となっています。 また、「参考図」は起点側、終点側に深礎杭擁壁工が「計画構造物」として表示されており、終点側深礎杭擁壁工の一般図も記載されています。今回の「対象工事」に起点側、終点側の深礎杭擁壁工も含まれると考えてよろしいでしょうか。また、深礎杭擁壁工以外に「対象工事」に含まれる工種・内容がございましたら、ご教示をお願いします。	「対象工事」に起点側、終点側の深礎杭擁壁工は含まれません。対象構造物はボックスカルバートです。 完成構造物であるボックスカルバートの施工方法を提案するうえで、既に供用されている仮設構造物や計画されている坑口の土留め構造などについて変更が必要となる場合は、必要な範囲において施工可能な効果的な構造変更を提案の対象とします。なお、これら構造物については、施工上一体不可分でない限りは、原則本工事の対象とはできません。

グループ別 質問回答書

03 本体構造変更および道路線形

頁番	項目	質問内容	回答内容
35	本体構造	函渠工の本設構造の形状や仕様の変更は可能でしょうか。また、深礎擁壁についても同様に、形状や仕様の変更は可能でしょうか。	現在の幅の中で、内空条件を満たしていれば、変更可能です。また、深礎杭擁壁については、完成構造物であるボックスカルバートの施工方法を提案するうえで、変更が必要となる場合に限り、必要な範囲において施工可能な効果的な構造変更を提案の対象とします。なお、これら構造物については、施工上一体不可分でない限りは、原則本工事の対象とはできません。 また、環状3号線の車線の線形（平面、縦断）については、変更は認めません。
50	8.技術提案書の作成について	技術提案では、本体工の変更も認められると考えてよいでしょうか。	ボックスカルバート本体構造については、現在の幅の中で、内空条件を満たしていれば、変更可能です。 なお、環状3号線の車線の線形（平面、縦断）の変更は不可です。
51	9.技術提案書の作成について	ボックスカルバートの規格において参考図（函渠工一般図）で示されている内空を確保すれば壁厚やスラブ厚の変更は可能と考えてよいでしょうか。	ボックスカルバート本体構造については、現在の幅の中で、内空条件を満たしていれば、変更可能です。 なお、環状3号線の車線の線形（平面、縦断）の変更は不可です。
95	参考図	19.「参考図」の「函渠一般図」に示された、断面(内空幅、内空高、中壁厚)、縦断勾配、平面線形等を変更しないで、底版厚、頂版厚、外壁厚、構造形式を変更することは可能と考えてよろしいでしょうか。	ボックスカルバート本体構造については、現在の幅の中で、内空条件を満たしていれば、変更可能です。 なお、環状3号線の車線の線形（平面、縦断）の変更は不可です。
111	参考図 (1/12、 2/12)	函渠を非開削工法で施工する場合、函渠側壁の延長上に、深礎杭擁壁工が計画されています（起点側及び終点側共）。函渠構築時に支障にならないように深礎杭擁壁工の位置を外側に移動することは可能でしょうか。	深礎擁壁については、完成構造物であるボックスカルバートの施工方法を提案するうえで、変更が必要となる場合に限り、必要な範囲において施工可能な効果的な構造変更を提案の対象とします。 「主たる事業課題に関する提案」「施工性・安全性」⑤にて、ご提案下さい。 なお、これら構造物については、施工上一体不可分でない限りは、原則本工事の対象とはできません。
152	参考図 3ページ (1/112)	BOXカルバート中央の壁厚さは、500mmとなっていますが、500~1000mm程度の厚さの変更は可能ですか。	ボックスカルバート本体構造については、現在の幅の中で、内空条件を満たしていれば、変更可能です。 なお、環状3号線の車線の線形（平面、縦断）の変更は不可です。
154	参考図 2ページ (平面図 (拡大図))	坑口付近の深礎杭列は、その位置を変更することは可能ですか。	深礎杭擁壁については、完成構造物であるボックスカルバートの施工方法を提案するうえで、変更が必要となる場合に限り、必要な範囲において施工可能な効果的な構造変更を提案の対象とします。 「主たる事業課題に関する提案」「施工性・安全性」⑤にて、ご提案下さい。 なお、これら構造物については、施工上一体不可分でない限りは、原則本工事の対象とはできません。
175	設計条件	ボックスカルバートの躯体形状の変更は可能でしょうか。	ボックスカルバート本体構造については、現在の幅の中で、内空条件を満たしていれば、変更可能です。 なお、環状3号線の車線の線形（平面、縦断）の変更は不可です。
176	設計条件	ボックスカルバート躯体で、車道と歩道の間の壁は必要でしょうか。	ボックスカルバート本体構造については、現在の幅の中で、内空条件を満たしていれば、変更可能です。 なお、環状3号線の車線の線形（平面、縦断）の変更は不可です。
177	設計条件	当該部分の道路線形（平面・縦断）を変更することは可能でしょうか。道路線形をえてよい場合、何か条件がありますか。	環状3号線の車線の線形（平面、縦断）の変更は不可です。
36	本体構造	本体構造の変更に伴い、道路線形や断面形状を変更することは可能でしょうか。	環状3号線の車線の線形（平面、縦断）の変更は不可です。

グループ別 質問回答書

03 本体構造変更および道路線形

頁番	項目	質問内容	回答内容
52	10.技術提案書 の作成について	道路線形（平面、縦断）の変更は可能でしょうか？	環状3号線の車線の線形（平面、縦断）の変更は不可です。

グループ別 質問回答書

04 工期短縮

頁番	項目	質問内容	回答内容
7	実施要領書12	施工性・安全性の評価基準に「③費用対効果に配慮した施工期間の短縮に関する安全で有効な提案」がされている場合とあります、対象となる完成構造物とその施工期間をお示しください。	対象となる完成構造物は「国道1号をアンダーパスするボックスカルバートの築造工事一式」です。 施工期間は、実施要領書の「5 対象工事の概要 履行期間(予定)」に記載している52ヶ月としています。 一方で、令和4年の設計委託では開削工法で約72ヶ月となっており、工期短縮が課題となっています。
8	実施要領書12	施工性・安全性の評価基準に「③費用対効果に配慮した施工期間の短縮に関する安全で有効な提案がされている場合」とあります基準となる施工期間は、都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託報告書（令和2年3月）の4.1工法選定の4-9～4-11の工程が基準となりますか。もしくは、令和4年度都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託報告書（令和5年3月）の4.2工事工程の4-19工程が基準となりますか。	基準となる施工期間はありません。 評価基準－施工性・安全性の「③費用対効果に配慮した施工期間の短縮に関する安全で有効な提案がされている場合」については、提案する工法における標準工法に対する施工期間短縮効果（定量的）をご提案ください。
41	工程算出条件	工程算出に対し、各工種の1日の稼働時間を教えてください。昼間施工のみの条件でしょうか。また、休日の条件をご教示ください。	昼間のみの施工条件は付しませんが、本工事にあたっては、国道協議および周辺環境への影響に配慮した提案をお願いします。なお、横浜市週休2日工事実施要領に基づき、週休2日工事の対象となります。
55	13.技術提案書の作成について	実施要領書12技術提案の評価基準 施工性・安全性③の工期短縮について 提示されている52ヶ月から短縮する技術提案を評価するということでしょうか。	評価基準－施工性・安全性の「③費用対効果に配慮した施工期間の短縮に関する安全で有効な提案がされている場合」については、提案する工法における標準工法に対する施工期間短縮効果（定量的）をご提案ください。 なお、実施要領書の「5 対象工事の概要 履行期間(予定)」52ヶ月に対し、令和4年の設計委託（開削工法）では約72ヶ月となっており、工期短縮が課題となっています。
91	実施要領書 履行期間（予定）	15.「技術協力業務委託に係る実施要領書」の「5 対象工事の概要」の「履行期間(予定)」では、「工事請負契約 令和9年10月から令和14年1月まで」となっていますが、想定されている「標準案」の工程表のご提示をお願いします。	標準案の工程はありません。
92	実施要領書 履行期間（予定）	16.「技術協力業務委託に係る実施要領書」の「5 対象工事の概要」で「履行期間(予定)」で「工事請負契約 令和9年10月から令和14年1月まで」となっていますが、工期が令和14年1月を超える技術提案はできないと考えてよろしいでしょうか。	あくまで履行期限（予定）であるため、履行期限を制限するものではありません。 費用対効果に配慮した施工期間の短縮に関する安全で有効な提案をお願いします。
117	実施要領書9 ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、施工性・安全性③に記載の施工期間の短縮に関する評価について、ここで提示した施工期間の短縮期間は、ECIにおける詳細検討の結果、短縮期間が減少することは認められるのでしょうか。	提案内容は、原則実施していただきます。実効性のある提案をお願いします。
118	実施要領書9 ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、施工性・安全性③に記載の施工期間の短縮に関する評価について、短縮の比較対象となる工程をご提示ください。	比較対象となる工程ではありません。 評価基準－施工性・安全性の「③費用対効果に配慮した施工期間の短縮に関する安全で有効な提案がされている場合」については、提案する工法における標準工法に対する施工期間短縮効果（定量的）をご提案ください。 なお、実施要領書の「5 対象工事の概要 履行期間(予定)」52ヶ月に対し、令和4年の設計委託（開削工法）では約72ヶ月となっており、工期短縮が課題となっています。

グループ別 質問回答書

05 参考額・コスト縮減

頁番	項目	質問内容	回答内容
11	実施要領書12	経済性の評価委基準に、「①現地条件等を踏まえ、提案された工法におけるコスト縮減に関する具体的な提案および効果が記載されている」とありますが、基準となるコストは令和4年度都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託概要版（令和5年3月）の4.3.概算工事費に報告されている金額となりますでしょうか。	当該評価項目は、提案する工法におけるコスト縮減効果を記載する項目であり、基準となるコストはありません。
15	実施要領書12	コスト縮減の提案は、全体工事のうち効果的な縮減が図れる項目で良いのですか。また、全体工事費の提案は必要ですか。	全体工事のうち効果的な縮減が図れる項目で良いです。なお、想定される工事費については、ヒアリング時に確認します。
56	14.技術提案書の作成について	実施要領書12技術提案の評価基準 経済性のコスト縮減について 提示されている50億から縮減する技術提案を評価するということでしょうか。	当該評価項目は、提案する工法におけるコスト縮減効果を記載する項目であり、基準となるコストはありません。
119	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、経済性の評価について、提案時点での工事費を確定しようとするものですか。	提案時点での工事費の確定は求めません。なお、想定される工事費については、ヒアリング時に確認します。
120	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、経済性の評価について、縮減額の比較対象となる工事費をご提示ください。	当該評価項目は、提案する工法におけるコスト縮減効果を記載する項目であり、基準となるコストはありません。
121	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、経済性に関する評価について、ここで提示した縮減額は、ECIにおける詳細検討の結果、短縮期間が減少することは認められるのでしょうか。	提案内容は、原則実施していただきます。実効性のある提案をお願いします。
170	実施要領書9ページ	「12 技術提案書の評価基準（評価項目及び配点等）」の中で、経済性についてコスト縮減に関する具体的な提案および効果を求められていますが、比較すべき標準案が分かりません。コスト縮減については、「10 参考額」に記載の工事規模50億円程度との比較と考えればよろしいですか。	当該評価項目は、提案する工法におけるコスト縮減効果を記載する項目であり、比較すべき標準案はありません。
171	実施要領書9ページ	「12 技術提案書の評価基準（評価項目及び配点等）」の中で、経済性についてコスト縮減に関する具体的な提案および効果を求められていますが、設計書がないため工事内容の詳細が不明です。工事規模50億円程度の根拠となる設計書をご教示ください。 (工事規模50億円程度の根拠がないとコスト比較ができません)	当該評価項目は、提案する工法におけるコスト縮減効果を記載する項目であり、比較すべき標準案はありません。 なお、参考額にある、工事規模50億円程度の設計書は開示の対象としません。

グループ別 質問回答書

06 参考額・閲覧資料（概算工事費）

頁番	項目	質問内容	回答内容
12	実施要領書12	令和4年度都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託概要版（令和5年3月）の4.3.概算工事費は、4週8閉所は反映されていないと考えてよろしいでしょうか。	過年度成果の概算工事費は、4週8閉所（週休2日制）は考慮されていません。
13	実施要領書12	令和4年度都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託概要版（令和5年3月）の4.3.概算工事費の、昼間工事と夜間工事の施工区分と施工時間を教えてください。	過年度成果の概算工事費は、昼間施行を想定としています。
14	実施要領書12	令和4年度都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託概要版（令和5年3月）の4.3.概算工事費の積算基準年度についてご教示ください。	「令和4年度都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託概要版（令和5年3月）」の4.3.概算工事費の積算基準年度は令和4年度です。 提案にあたっては、最新の積算基準を使用ください。
57	15.技術提案書の作成について	工期、工事費について 参考資料の設計時から残業規制や物価高騰により大きく環境が変わっていますが、提示されている工期52ヶ月、工事費50億円は、これを考慮されているでしょうか。	提示している履行期間（予定）及び参考額について、閲覧資料の設計時からの情勢変化は考慮していません。 参考額に記載の工事規模50億円は、令和4年度算出時の条件に基づき設定しています。
94	実施要領書 10参考額	18.「技術協力業務委託に係る実施要領書」の「10 参考額」で「履行期間(予定)」で「工事規模は50億円程度(税込み、令和4年度算出)を想定しています。」となっていますが、現在の工事規模として想定されている金額のご教示をお願いします。また、今回の技術提案で提案できる工事金額の上限がありましたら、ご教示をお願いします。	想定金額は参考額の通りです。工事金額の上限はありません。 なお、想定される工事費については、ヒアリング時に確認します。
115	実施要領書8 ページ	10 参考額で記載の技術協力委託金額1800万円（税抜き）の内訳を教えてください。	内訳は開示しておりません。
116	実施要領書8 ページ	10 参考額で記載の工事規模50億円（税込み、令和4年度算出）の内訳を教えてください。	内訳は開示しておりません。

グループ別 質問回答書

07 仮設・計画構造物・近接施工

頁番	項目	質問内容	回答内容
9	実施要領書12	施工性・安全性の評価基準に、「⑤既に供用仮設構造物」とあります。供用仮設構造物の具体的な名称についてご教示ください。	仮設歩道橋です。
10	実施要領書12	施工性・安全性の評価基準に、「⑤既に供用仮設構造物や計画されている坑口の土留め構造などへの影響がなく、あるいは効果的な構造変更により、施工可能なことが確認できる場合」とあります。この場合の構造変更とは参考図1, 2, 5, 6頁に示している深礎杭擁壁を指しますでしょうか。	参考図1, 2, 5, 6頁に示している深礎杭擁壁の他に、参考図12頁に示している仮設歩道橋があります。また、この他にも施工上影響があるものがあれば、提案の対象とします。
39	地下水位	地盤改良一般図に地下水位58.520の記載がありますが、深礎工は補助工法なしで掘削できるものと考えてよろしいでしょうか。	深礎工の補助工法については、今後検討予定です。 なお、深礎杭擁壁については、完成構造物であるボックスカルバートの施工方法を提案するうえで、変更が必要となる場合に限り、必要な範囲において施工可能な効果的な構造変更を提案してください。
40	残置構造物	国道下の仮設構造物は、道路管理者との協議によって残置可能でしょうか。残置可能となった場合、路面から撤去しなければならない深度等をご教示ください。	技術協力業務委託契約後の設計における道路管理者との協議によりますが、提案にあたっては、原則残置不可能とします。
97	閲覧資料	21. 閲覧資料の「都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託 令和2年3月」の工法計画検討の非開削工法比較において、国道1号の路下に残置物が発生すると想定される工法がありますが、残置可能と考えてよろしいでしょうか。	技術協力業務委託契約後の設計における道路管理者との協議によりますが、提案にあたっては、原則残置不可能とします。
156	参考図 12 ページ	三号線からのオンランプ下に施工されている構台（覆工）の範囲と杭の長さ・配置等の図面を開示いただけますか。	都市計画道路環状3号線（汲沢地区）街路整備工事（その4）の竣工図を開示します。 なお、提示に関しては、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
162	施工条件	仮設歩道橋は工事に支障ない範囲に移設することは可能でしょうか。	事業用地内かつ歩行者通行が確保できれば可能です。 なお、条件としては、実施要領書5対象工事の概要 作業条件に記載の通りです。
189	実施要領書11 ページ	近接物件（民家、工場）に対して、近接判定による物件の特定、および影響の許容値は確定しておりますでしょうか。確定しているのであれば、具体的な判定結果および数値をお示しください。	近接物件の特定および影響の許容値は確定していません。

グループ別 質問回答書

08 地盤改良

頁番	項目	質問内容	回答内容
38	地盤改良	地盤改良工の改良体の設計基準強度が記載されていますが、設計計算書に記載の支持力が満足されれば、この仕様を変更することは可能でしょうか。	提案される構造に対する支持力が確保できれば、仕様の変更は可能です。
54	12.技術提案書の作成について	参考図（地盤改良工一般図（その1））で示されている地盤改良について 実施要領書に基礎形式の検討結果に応じて支持力を確保するための地盤改良の必要ありとの記載がありますが、これはボックスカルバートの基礎構造として地盤改良が必要という解釈なのか。または詳細設計の検討結果次第では必要という解釈なのでしょうか。	過年度設計において、参考図の構造に対し支持力が不足することから地盤改良が必要であることが確認されています。詳細は閲覧資料をご参照下さい。 なお、地盤改良を不要とできる有効な提案も評価対象とします。
110	都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託_報告書_令和2年3月（p3-12）、令和4年3月（p2-1他）	令和4年3月の報告書、p2-1他で、函渠下のSL層およびTtc層を対象に地盤改良工が計画されています。令和2年3月の報告書のp3-12、3.1.3幅員構成等、(8)土質条件の道路縦断及び横断の地層想定図より、場所により地層が大きく異なることが想定されます。地盤改良範囲や改良方法については、その後の土質調査に基づき変更することは可能でしょうか。	有効な提案があれば、採用します。 「主たる事業課題に関する提案」にて、ご提案下さい。
153	参考図 3～4ページ（1/112，91/112）	地盤改良の目的は、支持力増加ですか、液状化対策ですか。	支持力増加です。 過年度設計において、参考図の構造に対し支持力が不足することから地盤改良が必要であることが確認されています。詳細は閲覧資料をご参照下さい。
185	実施要領書2ページ	5 「対象工事の概要」その他において“基礎形式の検討結果に応じて、支持力を確保するための地盤改良工の必要あり”との記載がありますが、地盤改良の要否は、技術協力業務および詳細設計業務の中で決定されるという理解でよろしいでしょうか。	過年度設計において、参考図の構造に対し支持力が不足することから地盤改良が必要であることが確認されています。詳細は閲覧資料をご参照下さい。 なお、地盤改良を不要とできる有効な提案も評価対象とします。 提案結果も踏まえ、技術協力業務および詳細設計業務の中で、最終的な地盤改良の要否を決定します。
186	実施要領書9ページ	評価項目「施工性・安全性、経済性、実現性を考慮した施工方法に関する提案」に関して、④の施工方法には、“地盤改良を含め”との記載がありますが、地盤改良の要否に関しては、技術協力業務および詳細設計業務の中で決定されるという理解でよろしいでしょうか。	過年度設計において、参考図の構造に対し支持力が不足することから地盤改良が必要であることが確認されています。詳細は閲覧資料をご参照下さい。 なお、地盤改良を不要とできる有効な提案も評価対象とします。 提案結果も踏まえ、技術協力業務および詳細設計業務の中で、最終的な地盤改良の要否を決定します。
187	実施要領書9ページ	技術提案（プロポーザル段階）では、函渠の基礎地盤の地盤改良は必要であるという前提での提案を行うという理解でよろしいでしょうか。	過年度設計において、参考図の構造に対し支持力が不足することから地盤改良が必要であることが確認されていますので、このことを前提にした提案をお願いします。 なお、地盤改良を不要とできる有効な提案も評価対象とします。

グループ別 質問回答書

09 規制条件

頁番	項目	質問内容	回答内容
6	実施要領書12	国道1号線沿いの歩道および仮設歩道橋は現況と同等以上の歩行者導線が求められていますが、同等以上とは具体的に何を示していますか。現状の幅員とアクセスを確保できればよいのでしょうか。	現状の幅員と導線を確保して下さい。
25	道路工事等協議書	夜間作業帯の道路使用許可は可能なものとして、計画してもよろしいでしょうか。また、施工区割りは既定事項がありますでしょうか。	交通管理者協議を考慮した作業帯計画のご提案をお願いします。 施工区割りの既定事項は、ありません。
26	作業用地について	夜間規制時の車線数等の条件に制限はありますでしょうか。	原則、夜間を含め、現況の車線数の変更（減）は認めません。ただし、交通管理者との協議によりますが、車線切替に係る一時的な規制を制限するものではありません。
31	協議について	終点側の仮設歩道橋の切り替えをする際に一時に通行止めは可能でしょうか。	原則、歩行者の通行止めは不可とします。 やむを得ず通行止めが不可欠となる場合は、影響を最小限に抑える提案をお願いいたします。
32	協議について	国道の夜間一車線規制は可能でしょうか。	原則、夜間を含め、現況の車線数の変更（減）は認めません。ただし、交通管理者との協議によりますが、車線切替に係る一時的な規制を制限するものではありません。
59	17.技術提案書の作成について	国道1号の切り回しについて 道路規格、設計速度、特例値の採用の可否をご提示ください	道路構造条件および幾何構造については、令和4年度都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託のreport2を参照ください。 特例値の採用の可否については、技術協力業務契約後の道路管理者協議によります。 提案に当たっては、特例値は採用しないことを原則としてください。
60	18.技術提案書の作成について	同上、全面通行止めの可否をご教授ください。	原則、全面通行止めは不可とします。
61	19.技術提案書の作成について	同上、規制期間、規制時間帯の制限、規制可能車線数および歩行者通路の規制条件についてご提示ください。	原則、夜間を含め、現況の車線数の変更および通行止めは認めません。 なお、歩道については、やむを得ず通行止めが不可欠となる場合は、影響を最小限に抑える提案をお願いいたします。また、歩道は現状の幅員と導線を確保して下さい。 ただし、交通管理者との協議によりますが、車線切替に係る一時的な規制を制限するものではありません。
76	その他	工事実施時の作業時間帯および期間（年末年始、ゴールデンウィーク、お盆など）に制限があればご教示ください。	年末年始、ゴールデンウィーク、お盆、年度末の3月などについては、車線規制を伴う工事については、工事抑制期間の対象となります。
88	技術提案書作成条件	12. 技術提案書作成条件として、国道1号線、支線1号線の下記の交通規制条件について、ご教示をお願いします。 ・春期大型連休(GW)、お盆、年末年始の期間中の工事施工の可否 ・全面通行止めの可否 ・夜間規制の車線確保数(例：上下片側1車線) ・夜間規制の規制時間 ・その他の条件	・年末年始、ゴールデンウィーク、お盆、年度末の3月などについては、車線規制を伴う工事については、工事抑制期間の対象となります。 ・原則、全面通行止めは不可とします。 ・原則、夜間を含め、現況の車線数の変更（減）は認めません。 ・原則、歩行者の通行止めは、不可とします。なお、やむを得ず通行止めが不可欠となる場合は、影響を最小限に抑える提案をお願いいたします。 ・歩道は、現状の幅員と通行を確保して下さい。 ・交通管理者との協議によりますが、車線切替に係る一時的な規制を制限するものではありません。
89	技術提案書作成条件	13. 技術提案書作成条件として、対象工事の施工時の作業時間（昼夜および夜間工事が可能な工種、施工範囲等）について、ご教示をお願いします。	昼間のみの施工条件は付しません。なお、本工事にあたっては、国道協議および周辺環境への影響に配慮した提案をお願いします。
90	技術提案書作成条件	14. 対象工事の施工範囲に、国道1号線、支線1号線の本復旧は含まれまないと考えてよろしいでしょうか。	当該工事により国道1号、支線1号線を一時撤去する場合は、本復旧を含みます。

グループ別 質問回答書

10 施工可能範囲・用地取得状況

頁番	項目	質問内容	回答内容
27	作業用地について	使用可能な用地範囲について、ご教示ください。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
62	20.技術提案書の作成について	現地条件について 工事に使用できる用地範囲をご提示ください。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
66	24.技術提案書の作成について	その他、用地買収条件や近隣家屋条件について特記事項がありましたらご提示ください。	用地買収条件については、お答えできません。 提案に当たっては、現在の現場状況での施工を想定してください。 なお、近傍に保育園がありますので、騒音振動、大気環境について、配慮が必要です。
87	技術提案書作成条件	11. 技術提案書作成条件として、対象工事の施工時に使用できる施工ヤード(起点側、終点側、国道上、他)の位置、範囲が明示された資料のご提示をお願いします。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
148	施工条件	今回の工事で使用可能な事業用地を示してください。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
149	施工条件	終点側の国道1号近接の空地は使用可能な土地ですか（事業用地ですか）。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
157	施工条件	環状3号線汲沢町側の事業用地は、工事ヤードとして使用することは可能ですか。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
158	施工条件	起点側の事業用地の範囲をお示しください。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
159	施工条件	起点側の国道1号近接の空地・駐車場部分は、工事ヤードとして使用することは可能ですか。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
160	施工条件	起点側の国道1号近接の空地・駐車場部分に国道を切り回すことは可能でしょうか。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
161	施工条件	起点側の事業用地の境界をお示しください。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
172	参考図 1ページ	参考図1ページ目の平面図に作業ヤードとして使用できる範囲をお示しください。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
173	参考図	函体構築に伴い道路を切回す場合、どこまで道路を切回せるのか不明なため、事業エリアをお示しください。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
174	参考図 1ページ (平面図)	参考図1ページ目の平面図に示されている汲沢側の環状3号線左側に沿った新設道路（現地にすでに新設された道路あり）は、当工事施工中において供用されている道路でしょうか。	新設した道路は、既に供用しています。

グループ別 質問回答書

11 他工事・施工条件

頁番	項目	質問内容	回答内容
37	本体構造	起点側の深礎杭が図面上に記載されていますが、この深礎杭は何を意味しますでしょうか。	深礎杭列です。いずれも国道1号や隣接用地の背面土の土留め構造です。
93	実施要領書 履行期間（予定）	17. 対象工事に隣接して発注予定工事の発注時期、工事範囲、工事内容等のご教示をお願いします。	トンネル工事に先立ち坑口擁壁工事の実施を検討していますが、技術協力業務委託契約後の設計にて施工計画と合わせて具体的な時期、範囲、内容を決定する予定です。
112	参考図 (1/12、 2/12)	工事着工時には、起点側、終点側はそれぞれどのような状況（地形）になっているでしょうか。深礎杭擁壁工のみが施工されている状況と考えてよろしいでしょうか。	国道1号西側の一部で工事用車両のアクセス路を整備予定ですが、地形は概ね現状の通りです。 坑口の深礎杭擁壁については、トンネル工事前の実施を検討していますが、技術協力業務委託契約後の設計にて施工計画と合わせて具体的な施工範囲や時期などを決定する予定です。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、工事用車両のアクセス路の整備予定（図面）については、開示します。
150	施工条件	当該アンダーパス工事に先立ち、両側の深礎杭列を施工する計画ですか。	トンネル工事に先立ち坑口擁壁工事の実施を検討していますが、技術協力業務委託契約後の設計にて施工計画と合わせて具体的な時期、範囲、内容を決定する予定です。
151	参考図 2ページ	測点No.55付近の両側にある丸印は深礎杭列ですか。どのような目的で深礎杭列を配置しているのでしょうか。	深礎杭列です。いずれも国道1号や隣接用地の背面土の土留め構造です。
155	参考図 2ページ (平面図(拡大図))	No.55付近のトンネル坑口は、今回の工事終了時点では、仮壁により閉塞しておく計画ですか。	トンネル工事に先立ち坑口擁壁工事を実施し、その後トンネル工事と並行して擁壁及び掘削工事を進める計画を検討していますが、技術協力業務委託契約後の設計にて施工計画と合わせて具体的な施工範囲や時期などを決定する予定です。
168	施工条件	非開削工法を採用する場合、施工方向に制限はあるでしょうか。戸塚側⇒汲沢側、汲沢側⇒戸塚側のどちらでもよろしいでしょうか。	施工方法に制約はありません。

グループ別 質問回答書

12 土質条件

頁番	項目	質問内容	回答内容
63	21.技術提案書の作成について	同上、地質条件は資料閲覧時に貸与頂いた「都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託 令和2年3月」の3-12土質条件と考えてよいでしょうか。	地質条件は、閲覧資料「都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託 令和2年3月」の3-12土質条件に示す地質調査結果を参考にしてください。 なお、令和4年度、令和6年度に追加ボーリングを行った委託成果があります。 過去の土質に係る委託成果と合わせ、参加意向申出書受付後に準備出来次第、地質報告書を開示します。
64	22.技術提案書の作成について	同上、地下水位について資料閲覧時に貸与頂いた「都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託 令和2年3月」の3-12土質条件では、西側と東側で大きく水位が異なりますが技術提案条件としての地下水位をご提示ください。	過年度成果においては、委託成果の通りの水位で検討しております。地下水位の設定に関しても、技術提案の内容となります。 なお、令和4年度、令和6年度に追加ボーリングを行った委託成果があります。 過去の土質に係る委託成果と合わせ、参加意向申出書受付後に準備出来次第、地質報告書を開示します。

グループ別 質問回答書

13 埋設物・架空線

頁番	項目	質問内容	回答内容
65	23.技術提案書の作成について	同上、埋設物条件について資料閲覧時に貸与頂いた「都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託 令和2年3月」2-10地下埋設物と考えてよいでしょうか。	閲覧資料の過年度設計成果を参照ください。 公共下水道については、横浜市行政地図情報システムのだいちゃんマップを参照ください。
96	参考図	20.「参考図」の「埋設管防護計画詳細図」に示された埋設管以外に対象工事で支障となる埋設物は存在しないと考えてよろしいでしょうか。	参考図以外の埋設物については、閲覧資料の過年度設計成果を参照ください。 公共下水については、横浜市行政地図情報システムのだいちゃんマップを参照ください。
163	施工条件	当該国道1号下に敷設されている埋設管の位置、管種、径、形状、埋設深さ等の詳細情報を開示願います。現地を踏査すると国道1号下り線車道にマンホール蓋（詳細不明）、上り線歩道部に汚水マンホール蓋が認められます。	埋設物については、閲覧資料の過年度設計成果を参照ください。 公共下水については、横浜市行政地図情報システムのだいちゃんマップを参照ください。
164	施工条件	当該部の国道1号には上下線とも道路脇に多数の架空線が架設されています。これら架空線は基本残置のまま施工すると言う理解でよろしいでしょうか。	開削工事を想定して占用企業者と協議を行っております。 電柱については、函渠施工区間からは移設する予定です。 国道1号上り線は、占用企業者からは直近で移設予定と聞いております。 国道1号下り線は、支線第1号線の合流ランプ改修時（車線の切り回し）に合わせて電柱も切り替えたいと意向を聞いております。
165	施工条件	当該部の国道1号には上下線とも道路脇に多数の架空線が架設されています。これら架空線は切り回し可能でしょうか。可能な場合、切り回しにどのくらいの期間がかかりますか。	開削工事を想定して占用企業者と協議を行っております。 電柱については、函渠施工区間からは移設する予定です。 国道1号上り線は、占用企業者からは直近で移設予定と聞いております。 国道1号下り線は、支線第1号線の合流ランプ改修時（車線の切り回し）に合わせて電柱も切り替えたいと意向を聞いております。

グループ別 質問回答書

14 市内中小企業活用

頁番	項目	質問内容	回答内容
101	技術提案書の評価基準	市内中小企業への発注割合の目標値が達成されていれば、予定している市内業者を受注後に変更してもよろしいでしょうか。	提案内容の市内中小への発注金額が満足されれば、変更可能です。
102	技術提案書の評価基準	市内中小企業への発注割合が評価されるのは、割合（%）でしょうか。それとも発注金額で評価されるのでしょうか。	市内中小企業への発注する工種と想定される発注金額を提案ください。
122	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、市内経済への貢献については、設計協力業務についての、中小企業への発注への取組（具体的な発注割合など）を評価されるのでしょうか。	市内経済への貢献について、設計協力業務は評価対象外です。
123	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、市内経済への貢献について、市内中小企業への発注への取組（具体的な発注割合など）は、工事費が想定できていない段階で、発注割合・発注金額は記載できないと考えますが、どのように記載すればよろしいでしょうか。	提案される工法において、市内中小企業への発注する工種と想定される発注金額を提案ください。
124	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、市内経済への貢献について、市内中小企業への発注への取組（具体的な発注割合など）は想定に基づいて記載するしかありませんが、ECI業務における詳細検討・設計の結果、発注割合を実現できないことは認められますか。	具体的な発注割合の変更については、詳細検討・設計の中で、やむを得なく実現できないことが確認できれば認めます。

グループ別 質問回答書

15 若手・女性

頁番	項目	質問内容	回答内容
82	技術提案書	6. 若手・女性技術者の登用について、技術提案書提出時に提出した技術者と工事着工時に配置する技術者は、資格要件を満たしていれば変更してもよろしいでしょうか。	資格要件を満たしていれば変更可能です。
83	技術提案書	7. 若手・女性技術者の登用について、総合評価ガイドラインでは入札最終日に満年齢40歳未満となっています。当該工事はどの時点を基準に判断すればよろしいでしょうか。	参加意向申出書提出時点を基準とします。
103	技術提案書の評価基準	若手・女性技術者の登用について、配置予定技術者と担当技術者の両者とも若手技術者かつ女性技術者なのか、両社とも若手技術者かつどちらかが女性技術者なのか、どちらかに若手技術者でどちらかに女性技術者が配置できればいいのか。ご教示下さい。	「若手技術者（40歳未満）の配置」と「女性技術者の配置」について、両条件を満たす場合2点、いずれかを満たす場合1点で評価します。 なお、それぞれの技術者について、配置予定技術者か担当技術者のいずれかに1名以上配置されていれば、評価の対象とします。（若手女性技術者で両条件を兼ねても可）
125	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、若手・女性技術者について、参加申請時点で40歳未満であれば、若手技術者と設定できますか。	参加意向申出書提出時点で40歳未満であれば若手技術者として設定可能です。
126	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、若手・女性技術者について、設計協力業務期間中の技術者に関する提案ですか、もしくは工事期間中の技術に関する提案ですか。	工事期間中の技術者について、ご提案下さい。
127	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、若手・女性技術者について、工事で定める配置予定技術者には、設計協力業務の管理技術者も含まれますか。	設計協力業務の管理技術者は含めません。
128	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、若手・女性技術者について、設計協力業務期間中に、若手もしくは女性の担当技術者を配置することでも評価されますか。	設計協力業務期間中の若手もしくは女性の担当技術者の配置は評価対象外とします。
129	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、若手・女性技術者について、設計協力業務の管理技術者（1名）が若手かつ女性技術者の場合、2点という評価ですか。	設計協力業務期間中の若手もしくは女性の担当技術者の配置は評価対象外とします。
130	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、若手・女性技術者について、工事の施工にあたって配置する監理技術者（1名）が若手、担当技術者が女性の場合のように、各々1名ずつを配置した場合のみ、2点という評価ですか。	「若手技術者（40歳未満）の配置」と「女性技術者の配置」について、両条件を満たす場合2点、いずれかを満たす場合1点で評価します。 なお、それぞれの技術者について、配置予定技術者か担当技術者のいずれかに1名以上配置されていれば、評価の対象とします。（若手女性技術者で両条件を兼ねても可）
131	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、若手・女性技術者について、工事の施工にあたって配置する担当技術者（1名）が若手で女性技術者の場合、2点という評価ですか。	「若手技術者（40歳未満）の配置」と「女性技術者の配置」について、両条件を満たす場合2点、いずれかを満たす場合1点で評価します。 なお、それぞれの技術者について、配置予定技術者か担当技術者のいずれかに1名以上配置されていれば、評価の対象とします。（若手女性技術者で両条件を兼ねても可）
132	実施要領書9ページ	12 技術提案の評価基準の表内の、若手・女性技術者について、加点となるのは、代表構成員の配置技術者だけでしょうか、もしくはその他構成員の配置技術者についても、加点されますか。	共同企業体の構成員の配置技術者を評価の対象とします。

グループ別 質問回答書

16 関係機関協議

頁番	項目	質問内容	回答内容
16	実施要領書12	評価基準の実施手順及び実施体制の記載の中に③関係機関協議を円滑に実施との記載がありますが、関係機関とは何を示しますでしょうか。	関係機関協議については、主に国道管理者と交通管理者を想定しています。 その他留意すべき協議先があればご提案お願いします。
28	協議について	警察・国道などと協議を伴う提案は可能でしょうか。	可能です。 円滑な協議に配慮したご提案をお願いします。
29	協議について	交通管理者である神奈川県警や道路管理者である国交省横浜国道事務所との現時点での事前協議・相談状況についてご教示ください。	本工事に関する協議については、技術協力委託の契約締結後の設計および施工計画検討に入ってからとなります。
30	協議について	令和4年度都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託報告書（令和5年3月）で示す「国道1号の切回し」は、交通管理者と事前相談を踏まえた内容でしょうか。	令和4年度都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託報告書（令和5年3月）で示す「国道1号の切回し」の検討にあたっては、交通管理者との事前相談は行っていません。
33	協議について	これまでの事前協議から、国道1号線を含む周辺構造物の許容変位などの基準があればご教示ください。	本工事に関する国道との事前協議は、行っていません。
34	埋設物・架空線	埋設物や架空線の移設計画などはありますか。協議状況をお示しください。埋設物の許容変位量はありますか。	開削工事を想定して占用企業者と協議を行っております。 電柱については、函渠施工区間からは移設する予定です。 国道1号上り線は、占用企業者からは直近で移設予定と聞いております。 国道1号下り線は、支線第1号線の合流ランプ改修時（車線の切り回し）に合わせて電柱も切り替えたいと意向を聞いております。 埋設物の移設および管理基準の協議については、技術協力業務契約後の設計に合わせて実施する予定です。
58	16.技術提案書の作成について	技術提案内容について 第三者協議が生じる提案を行ってもよいと考えてよろしいでしょうか。	関係機関協議については、主に国道管理者と交通管理者を想定しています。 円滑な協議に配慮したご提案をお願いします。
74	実施要領書 12技術提案書の評価基準	「主たる事業課題に関する提案 施工性・安全性」で、具体的な工法を選定し提案を行った場合、技術協力業務の実施中に道路管理者との協議等で選択した工法が採用できなくなった場合、提案不履行等となるのでしょうかご教示ください。	実現性についても、評価基準となっております。 道路管理者や交通管理者との円滑な協議に配慮したご提案をお願いします。
75	その他	道路管理者等との協議済みの内容についてご教示ください。	本工事に関する協議については、技術協力委託の契約締結後の設計および施工計画検討に入ってからとなります。
166	施工条件	国道の許容変位量（沈下）、土留めなどの許容変形量（横断）をご提示ください。	国道の許容変位量（沈下）および土留めなどの許容変形量（横断）については、技術協力業務契約後の道路管理者協議によります。提案にあたっては、各種指針等技術資料に基づきご検討下さい。
167	施工条件	現状、国道1号の中央分離帯は若干盛り立てられていてシート養生されています。シート下は、一般的の土砂と言う理解でよろしいでしょうか。	シート養生の下は、一般的の土砂です。 もともと植栽帯であったものを伐採し、防草シートで養生されているものと考えられます。
179	実施要領書2ページ	5対象工事の概要の表内の、交通供用条件（要求事項）では、国道1号への影響を最小限とする施工方法を要求していますが、国道管理者や警察からの要望事項はありませんか。	本工事に関する協議については、技術協力委託の契約締結後の設計および施工計画検討に入ってからとなるため、現段階では国道管理者や警察からの具体的な要望事項はありません。
180	実施要領書11ページ	14スケジュール※2資料閲覧の委託成果には道路切回し計画がありますが、これに対して国道管理者や警察からの要望事項はありましたでしょうか。	本工事に関する協議については、技術協力委託の契約締結後の設計および施工計画検討に入ってからとなるため、現段階では国道管理者や警察からの具体的な要望事項はありません。

グループ別 質問回答書

17 データ提供

頁番	項目	質問内容	回答内容
17	公告資料 参考図	CADデータの提供をお願いできますでしょうか。	CADデータの貸与は不可となります。
18	公告資料 参考図	公告時に提示された参考図のうち「平面図」および「平面図（拡大図）」に、道路区域、または、道路予定区域を明示してください。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
19	設計委託資料	設計委託資料内の設計図面のCADデータの提供をお願いできますでしょうか。	CADデータの貸与は不可となります。
20	設計委託資料	参考図の平面図及び平面図（拡大図）に計画躯体線が示されておりますが都市計画線との関係がわかるCAD図の提供をお願いいたします	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。
21	令和4年度都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託 令和5年3月	5.申し送り事項の記載の中に、「令和4年度に追加地質調査が実施されており室内試験を実施中である」とありますが、こちらのデータの開示をお願いできますでしょうか。	過年度成果に記載の地質報告書および令和4年度、令和6年度に追加ボーリングを行った委託成果があります。 参加意向申出書受付後に準備出来次第、地質報告書を開示します。
22	令和4年度都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託 令和5年3月	5.申し送り事項5-2頁になお改良深さを見直す場合はバネ値が変わることから本体工についても再計算を実施する必要がある。と報告されております。本体工の再計算結果をお示しください。	現在時点では、改良深さを見直していないため再計算結果はありません。
23	交通量調査	国道1号線からランプ橋、ランプ橋から国道1号線への交通量調査結果について、ご教示ください。	環状3号線と国道1号の接続部の交通量調査はありません。 環状3号線の日ノ出橋交差点の交通量調査を参考に提示します。 国道1号の接続部から環状3号線の日ノ出橋交差点間には大きな交差点ではなく、車両の流入出は沿道の住民と考えられるため、日ノ出橋交差点の交通量が参考になると思われます。 調査日 令和5年2月1日（水） 参考値 国道1号接続部から日ノ出橋交差点方面 2777台（小型車2486台 大型車291台） 日ノ出橋交差点方面から国道1号接続部 2857台（小型車2347台 大型車510台） 参考資料に日ノ出橋交差点の時間帯別交通量を添付します。
24	交通量調査	時間毎の交通量調査結果を、ご教示ください。	環状3号線と国道1号の接続部の交通量調査はありません。 参考資料に日ノ出橋交差点の時間帯別交通量を添付します。
182	参考図	用地境界及び施工ヤードの範囲が確認できませんでした。図面およびCADデータを用いて明示して頂けますでしょうか。	国道の都市計画線、環状3号線の都市計画線、横浜市の取得済み用地を提示します。 なお、参加意向申出書受付後に準備出来次第、開示します。 ただし、CADデータの貸与は不可となります。
183	実施要領書11ページ	閲覧資料の設計図のCADデータを提供して頂けますでしょうか。	CADデータの貸与は不可となります。

グループ別 質問回答書

17 データ提供

頁番	項目	質問内容	回答内容
184	実施要領書11 ページ	閲覧資料には、地盤条件や地下水位等の設計条件の詳細を示す図書がありませんでした。「都市計画道路環状3号線（汲沢地区）箱型函渠設計委託 令和2年3月」P3-12に示される「平成16年3月(株式会社東建ジオテック)」、「平成17年12月(株式会社ソイルシステム)」、「平成20年11月(株式会社ソイル・エンジニア)」、「平成22年11月(磐城ボーリング)」4つの土質調査報告書を提供して頂けますでしょうか。	過年度成果に記載の地質報告書および令和4年度、令和6年度に追加ボーリングを行った委託成果があります。参加意向申出書受付後に準備出来次第、地質報告書を開示します。
179	実施要領書2 ページ	5対象工事の概要の表内の、交通供用条件（要求事項）では、国道1号への影響を最小限とする施工方法を要求していますが、国道管理者や警察からの要望事項はありませんか。	本工事に関する協議については、技術協力委託の契約締結後の設計および施工計画検討に入ってからとなるため、現段階では国道管理者や警察からの具体的な要望事項はありません。
180	実施要領書11 ページ	14スケジュール※2資料閲覧の委託成果には道路切回し計画がありますが、これに対して国道管理者や警察からの要望事項はありましたでしょうか。	本工事に関する協議については、技術協力委託の契約締結後の設計および施工計画検討に入ってからとなるため、現段階では国道管理者や警察からの具体的な要望事項はありません。

グループ別 質問回答書

18 配点

頁番	項目	質問内容	回答内容
49	7.技術提案書の作成について	技術提案の評価点について 提案項目ごとに配点（例：技術協力業務の実施に関する提案【理解度】→配点6点）が提示されていますが 評価に応じた配点についてご教示願います。（例：優 6、良 4、可 2、否 0 等）	配点の内訳は公表対象としていません。
169	実施要領書9ページ	「12 技術提案書の評価基準（評価項目及び配点等）」において、各項目の配点はどのような採点になるのでしょうか。 例えば、優・良・可・不可のような基準があり、6点満点の項目であれば、6・4・2・0の採点となり、10点満点の項目であれば、10・6.7・3.3・0のような採点となるのでしょうか。それとも、配点の中であればどのような点数にもなる可能性があるのでしょうか。 (配点の刻み方にルールはあるのでしょうか。)	配点の内訳は公表対象としていません。

グループ別 質問回答書

19 プレゼンテーション

頁番	項目	質問内容	回答内容
43	1.提案資格について	プレゼンテーション時の説明者は、管理技術者と記載されていますがこれは、実施要領書 7 提案資格（3）才に記載の技術者と考えてよいでしょうか。	実施要領書「15 プrezentation・ヒアリング（2）ウ」記載の予定管理技術者は、実施要領書「7 提案資格（3）才」記載の管理技術者です。
47	5.技術提案書の作成について	プレゼンテーション資料について、PowerPointでの作成とされていますが、技術提案で記載した提案内容をわかりやすくするため、提案書に記載のない図・表等を掲載することは可能でしょうか。	掲載可能です。

グループ別 質問回答書

20 再質問

頁番	項目	質問内容	回答内容
42	その他	実施要領書の14 スケジュールに、質問回答の最終掲載が5月28日と記載があります。 自身が提出した質問に対する回答に対して、再質問の必要が生じた場合（質問と回答がかみ合わなかった時など）のみ、再質問と再回答の機会を設けて頂けますでしょうか。	再質問、再回答の機会の設定はできません。
68	実施要領書14スケジュール	今回質問書提出4月30日迄、回答が5月28日予定となっておりますが、質問については今回のみで技術提案書受付期間までの追加質問は不可でしょうか。また再質問等ができる場合、スケジュールをご教示ください。	再質問、再回答の機会の設定はできません。
133	実施要領書11ページ	14 スケジュール 質問受付が1回だけとなっておりますが、良い提案を実施するためにも、複数回質問する機会を作っていただけないでしょうか。	再質問、再回答の機会の設定はできません。
178	実施要領書11ページ	14 スケジュールでは質問受付が1回になっています。複数回の質問受付を増やすことが難しい場合でも、1回目の質問回答に対する追加質問の機会は必ず設定することをお願いします。	再質問、再回答の機会の設定はできません。

グループ別 質問回答書

21 提案書

頁番	項目	質問内容	回答内容
5	実施要領書13 技術提案書の枚数制限はあるのでしょうか。	技術提案書の枚数制限はあるのでしょうか。	様式の枚数（各様式指定サイズ1枚）となります。
45	3.技術提案書 の作成について	指定様式1～5は各提案ごと1枚、また補足説明資料2-7、2-9、2-11は各1枚まで、文字数は不問ということによろしいでしょうか。	様式の枚数（各様式指定サイズ1枚）となります。 文字数は不問です。
46	4.技術提案書 の作成について	色文字の使用、罫線、太字をつかった強調などの作成における制限はないと考えてよいでしょうか。	実施要領書「13 技術提案書の様式、提出方法、提出期限等(1)」に記載している内容以外の制限はありません。
48	6.技術提案書 の作成について	閲覧資料の扱いについて 過年度の設計成果品の図等については、提案書作成時に使用してよいでしょうか。	閲覧資料の図等の使用は可能です。
69	実施要領書 13 技術提案 書の様式、提 出方法、提出 期限等 (1)技 術提案書の書 式	技術提案及び補足説明資料の第1号様式から第5号様式までの提出書式、文字ポイント、詳細等の記載がありますが、各様式においての文字数の制限等はありますでしょうかご教示ください。	文字数の制限はありません。
70	実施要領書 13 技術提案 書の様式、提 出方法、提出 期限等 (1)技 術提案書の書 式	技術提案及び補足説明資料の第1号様式から第5号様式までは、カラー文字及びカラー図面を含む作成でもよろしいでしょうかご教示ください。	問題ありません。
71	技術協力業務 委託に係る実 施要領書 13 技術提案 書の様式、提 出方法、提出 期限等	「会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表現は不可とします」とありますが、技術提案において（Webで検索すれば応募者を特定できる可能性がある）会社独自の技術を提案することは可能でしょうかご教示ください。	可能です。
72	技術協力業務 委託に係る実 施要領書 12 技術提案 書の評価基準 (評価項目及 び配点等)	評価基準ごとに提案書の様式が定められていますが、1つの項目の評価について、別の評価基準の項目の様式で記載した提案内容も加味して評価されるのでしょうか。それとも、評価する項目に対応した様式に記載された提案内容のみで評価されるのでしょうかご教示ください。 (例：「施工性・安全性」において、「②現道車両交通への影響」の項目で提案した内容が「①適用の妥当性」の評価に影響を与えることはあるのでしょうか。それとも、「①適用の妥当性」に対応する第2-1号様式に記載されている内容のみで評価されるのでしょうか。)	1つの項目の評価について、別の評価基準の項目の様式で記載した提案内容は評価しません。 指定された様式の内容を評価します。
73	実施要領書 12技術提案書 の評価基準	「主たる事業課題に関する提案 施工性・安全性」に記載する内容は、初めに開削工法・非開削工法から具体的な施工方法を選択し、選択した工法に対して提案を行うということでよろしいでしょうかご教示ください。	その通りです。

グループ別 質問回答書

21 提案書

頁番	項目	質問内容	回答内容
86	実施要領書	<p>10.「技術協力業務委託に係る実施要領書」の「13 技術提案書の様式、提出方法、提出期限等」の「(1)技術提案書の様式」で「技術提案書の様式については、第1号様式から第5号様式まで(A3横片面又はA4縦片面(各様式参照))とします。」と記述されています。</p> <p>公告資料の様式第1号～第5号では、「2. 主たる事業課題に関する提案」の「施工性・安全性」の補足説明資料が第2-7号様式となっています。「施工性・安全性」の評価基準①～⑥に対して、A3横片面1枚(第2-7号様式)の補足説明資料を提出できると考えてよろしいでしょうか。</p>	その通りです。
100	技術提案書の評価基準	技術協力の業務に関する提案、技術協力業務に関する実施に関する提案、理解度について、提示された現地条件、与条件の他に、弊社が所有する資料に基づく提案項目も評価対象になりますでしょうか。	評価対象は評価基準の通りとなります。 なお、当該評価基準では「その他」項目も設定しているので、ご確認下さい。
181	様式 第1号～第5号.docx	技術提案書は、様式ごとの指定枚数はありますでしょうか。	様式の枚数（各様式指定サイズ1枚）となります。
188	実施要領書10ページ	技術提案の課題に対して、提案数の制限はありますでしょうか。	技術提案の各評価項目に対して提案数の制限は設けていません。 なお、提案書の枚数については、様式の枚数（各様式指定サイズ1枚）以内となります。

グループ別 質問回答書

22 様式

頁番	項目	質問内容	回答内容
84	提案資格 様式8	8. 様式8 特定建設共同企業体協定書兼委任状について、「共同企業体の構成員（委任）及び分担業務」の欄が「代表構成員」と「その他の構成員」1者分のスペースしかありません。今回構成員数は3者又は4者とのことなので、「その他の構成員」の欄を、必要な構成員数分に増やしてよろしいでしょうか。	様式を変更し、「その他の構成員」の欄を適宜追加してください。
140	取扱要綱 様式1~7.docx	当該ワードの様式のうち、様式2~4、6~7については、実施要領書との紐づけがないため取り扱いがよくわからないので、説明をお願いします。特に様式4は、どの段階で提出するものですか。	本公告資料には、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」の様式一式を掲載しており、このうち様式2から様式4、様式6から様式7は実施要領書のとおり提出書類では使用しません。
143	取扱要綱 様式8~10.docx	様式8「特定建設共同企業体兼委任状」について、「共同企業体事務所所在地」は、一般的に代表者の所在地と同じですので当該欄ごと削除しても差し支えないでしょうか。	共同企業体事務所所在地を記載してください。なお、共同企業体事務所所在地を代表者の所在地とする場合は、代表者の所在地を記載してください。
144	取扱要綱 様式8~10.docx	様式10「配置予定技術者経歴書」について、「工事の施工にあたる他工事の従事予定状況」に記載するのは、申請時における従事状況でしょうか。それとも選定時の従事状況でしょうか。	提案資格の審査に係る資料に記載の配置予定技術者は、仮契約日時点で他の工事に従事していない者であることが必要です。仮契約日時点の他工事の従事予定状況を記載ください。 なお、本件は令和9年第3回市会定例会で上程される見込みであるため、令和9年5月から6月頃に仮契約、令和9年9月頃に本契約の締結を予定しています。
145	取扱要綱 様式1~7.docx	様式1「参加意向申出書」について、共同企業体名の記載は不要でしょうか。	共同企業体による参加意向申出が必要です。 様式1~7を更新しました。更新した様式で提出してください。
146	取扱要綱 様式1~7.docx	様式5「提案書」において、共同企業体名の記載は不要でしょうか。	共同企業体による参加意向申出が必要です。 様式1~7を更新しました。更新した様式で提出してください。
147	提案資格 様式8~10.docx	様式10「配置予定技術者経歴書」において、共同企業体の業者コードを記載する箇所がありますが、記載は不要でしょうか。	様式10「配置予定技術者経歴書」の申請者の業者コードの記載は不要です。
200	実施要領書8ページ	様式8 特定建設共同企業体協定書兼委任状について、「共同企業体の構成員（委任）及び分担業務」の欄の分担業務の記載内容はどのようにしたらよいか。	<代表構成員>については、「技術協力業務委託」等の記載をお願いいたします。 <その他の構成員>については、「技術協力業務委託補助」等の記載をお願いいたします。
201	実施要領書8ページ	様式8 特定建設共同企業体協定書兼委任状について、「共同企業体の成立、解散の時期及び委任期間」の欄について、成立日はどうしたらよいか	参加意向申出書の提出日としてください。

グループ別 質問回答書

23 技術協力業務

頁番	項目	質問内容	回答内容
134	実施要領書13ページ	19 設計協力協定書の締結では、参加申請の共同企業体で契約いたしますが、実際の設計協力業務は、代表構成員のみの技術者で対応する形でもよろしいでしょうか。	設計協力業務は代表構成員のみの技術者で対応することは認めます。
190	業務委託仕様書(案)1ページ	5. 業務内容の(1)設計の確認において、施工性の観点から設計の内容の確認を行うとありますが、記載内容は技術協力業務における業務内容であって、工事契約後には、一般的な公共工事における詳細設計業務完了後の成果物に対する設計照査は別途実施するという理解でよろしいでしょうか。また、設計照査で判明した設計図書の不整合等は設計変更という理解でよろしいでしょうか。	技術協力業務における「設計の確認」、一般的な公共工事における設計照査と同等の確認を行うことを想定しています。
191	業務委託仕様書(案)1ページ	5. 業務内容の(2)施工計画の作成において、発注者の事由で当該業務を十分に実施可能な履行期間内に詳細設計が終了しなかった場合、技術協力業務費用の増額及び履行期間の延伸等の契約変更をして施工計画を作成するという理解でよろしいでしょうか。	請負業者の責によらない理由で履行期間を延伸する場合は、技術協力業務委託の履行期限の延伸に関する契約変更をします。なお、履行期間延伸のみに伴う技術協力業務費用の増額はしません。
192	業務委託仕様書(案)1ページ	5. 業務内容の(3)技術情報等の提出において、優先交渉権者は設計計算等の設計作業は課されないという理解でよろしいでしょうか。	設計計算は基本的には設計者（詳細設計委託の請負業者）で実施します。具体的な役割分担については、実施要領書「6 発注者、優先交渉権者及び設計者の役割分担」をご参照下さい。
193	業務委託仕様書(案)1ページ	5. 業務内容の(4)全体工事費の算出において、発注者の事由で当該業務を十分に実施可能な履行期間内に詳細設計が終了しなかった場合、技術協力業務費用の増額及び履行期間の延伸等の契約変更をして全体工事費を算出するという理解でよろしいでしょうか。	請負業者の責によらない理由で履行期間を延伸する場合は、技術協力業務委託の履行期限の延伸に関する契約変更をします。なお、履行期間延伸のみに伴う技術協力業務費用の増額はしません。
194	業務委託仕様書(案)2ページ	5. 業務内容の(5)関係機関等との協議資料作成支援において、協議回数は何回を想定されておりますでしょうか。	関係機関等との協議資料作成支援について、協議回数の想定はありません。
195	業務委託仕様書(案)2ページ	5. 業務内容の(5)関係機関等との協議資料作成支援において、協議支援業務が発注者の想定費用・想定期間を上回る場合、技術協力業務費用の増額及び履行期間の延伸等の契約変更をして業務を行うという理解でよろしいでしょうか。	協議資料作成支援については、協議成立に必要な支援を想定したものであり、これを上回る想定はありません。
196	業務委託仕様書(案)2ページ	5. 業務内容の(6)技術提案において、プロポーザル以外の技術提案について、詳細設計に反映されるかどうかは協議事項ということでおろしいでしょうか。	技術協力業務の中でも、詳細設計に反映できるより良いご提案を期待したいと考えています。
197	業務委託仕様書(案)2ページ	5. 業務内容の(6)技術提案において、プロポーザル以外の技術提案について、提案として採用であっても、詳細設計業務の事由で詳細設計に反映できない場合は、工事契約後の設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	詳細設計で反映できない提案内容については、工事契約できません。 技術協力業務および詳細設計業務の中で工事内容を確定させ、工事着手後にしか想定できない事由に対してのみ工事の設計変更対象とします。
198	業務委託仕様書(案)2ページ	5. 業務内容の(7)設計調整協議において、協議回数は何回を想定されておりますでしょうか。	設計調整協議としては、協議は月1回と考え、10回と想定しています。
199	業務委託仕様書(案)2ページ	5. 業務内容の(7)設計調整協議において、協議回数が発注者の想定費用・想定期間を上回る場合、技術協力業務費用の増額及び履行期間の延伸等の契約変更の対象となりますでしょうか。	協議資料作成支援については、協議成立に必要な支援を想定したものであり、これを上回る想定はありません。

グループ別 質問回答書

24 リスク分担

頁番	項目	質問内容	回答内容
98	リスク分担表	(技術協力・設計、施工)、施工段階のリスク、用地リスク5)において、工事目的物の建設に要する置き場、仮設道路等の確保に関することについては、優先交渉権者がリスク負担となっているが、工事に関連する用地の交渉についても優先交渉権者のリスク負担になるのでしょうか。	施工に必要な借地等の用地の交渉については、原則優先交渉権者のリスク負担となります。 なお、事業用地の取得に関する交渉は市のリスク負担となります。
99	リスク分担表	(共通事項)、経済リスク、物価変動リスク19) 技術協力・工事に係るインフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲内)は優先交渉権者が負担するリスクとなっているが、価格変動の一定の範囲とは何%の変動と考えておけばよいでしょうか。	横浜市HP スライド関連 「工事請負契約約款第26条第5項(单品スライド条項)運用マニュアル(令和5年2月)」をご確認ください。
135	リスク分担表 法令変更リスク	法制度・許認可の新設・変更によるもの(技術協力・設計・工事に直接の影響を及ぼすもの)以外は、優先交渉権者のリスクになっていますが、具体的にどのようなことを想定されていますか。想定が難しいリスクのため、優先交渉権者で許容できないことも考えられるため、発注者・優先交渉権者の双方のリスクとして頂けませんか。	会社法や個人情報保護法、育児介護に係る福祉に関する法律など、技術協力・設計・工事にかかわらない法制度・許認可については、優先交渉者のリスクとします。
136	リスク分担表 保険リスク	技術協力及び施工段階のリスクをカバーする保険とは、通常の工事保険と考えてよろしいですか。具体的に想定しているものがあれば教えてください。	通常の工事保険を想定しています。
137	リスク分担表 物価変動リスク	技術協力・工事に係る、インフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスク(一定の範囲内)の一定の範囲とは、通常のインフレスライドの設定率(工事費の1.5%)と考えてよろしいですか。	横浜市HP スライド関連 「工事請負契約約款第26条第5項(单品スライド条項)運用マニュアル(令和5年2月)」をご確認ください。
138	リスク分担表 用地リスク	土壤汚染、地下埋設物、地質条件等に関するもの(実施要領書及び当該資料に定める参考資料で把握及び想定可能なもの)が優先交渉権者のリスクになっていますが、土壤汚染、地下埋設物、地質条件を想定できる資料がありません。明確に、土壤汚染、地下埋設物、地質条件をご提示ください。	地下埋設物、地質条件については、過年度成果資料をご確認ください。 なお、地質条件については、過年度成果を含め、参加意向申出書の提出後、準備が出来次第、開示します。 土壤汚染に関しては、当該箇所の起点側は産業廃棄物最終処分場の跡地となります。 起点側B2層には建設残土として、礫混じり粘性土を主とし、部分的にコンクリート片、レンガ片、木片等が混入しています。
139	リスク分担表 要求性能リスク	要求水準不適合(施工不良を含む)のリスクが記載されていますが、要求水準が明確に示されておりませんので、要求水準のご提示をお願いします。	要求水準としては、工事請負契約に係る仕様書に基づく土木工事施工管理基準等や、技術協力業務委託で行う道路管理者協議による管理基準を想定しています。